

## 令和 8 年度箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等 指導監査実施方針及び指導監査計画

箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第 5 条の規定に基づき、令和 8 年度箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査の実施方針及び重点事項並びに指導監査計画を、次のように定める。

### [実施方針]

#### 1 重点事項の設定

施設等の経緯や実績、運営状況等を勘案し、形式的・画一的な指導監査とならないよう重点事項を定め、効率的に必要な指導及び助言を行う。

また、児童福祉法に基づき広域福祉課が実施する認可保育所、認定こども園に係る施設指導監査と同時に実施することで、指導監査の効率化を図る。

#### 2 指導内容の充実

制度を正しく理解し、安定的な施設等の運営に努めているかを把握するため、施設等からの意見に耳を傾け、相談等についても積極的な対応を心掛ける。

また、施設・事業運営の参考となる具体的事例（改善方策、他施設等の取り組み状況等）を示すなど、指導内容の充実に努める。

#### 3 支給の適正化

施設型給付費等の支給の適正化を図るため、請求等に関する事項について周知徹底し、過誤・不正の防止を図る。

### [重点事項]

#### 1 事故防止及び安全対策

令和 5 年 4 月 1 日から安全計画を各施設において策定することが義務づけられた。これを踏まえ、計画の策定、計画の定期的な見直し、必要な環境整備、職員への周知・研修等を行うよう指導する。

#### 【具体的な指導内容】

- ① 児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しているか。
- ② 安全計画に基づき、施設・設備等の安全点検を定期的実施し、記録しているか。
- ③ リスクが高い場面や緊急的な対応が必要な場面における対応、役割分担等をマニュアルにより可視化し、全職員に共有しているか。

- ④ 児童への安全指導を行っているか。保護者に対し、安全計画に関する取組の内容を説明・共有しているか。
- ⑤ 実践的な訓練や研修を実施しているか。
- ⑥ ヒヤリハット事例の収集及び要因分析を行い、必要な対策を講じているか。事故が発生した場合は、原因等を分析し、再発防止策を講じているか。

## 2 防災体制の充実・強化

乳幼児は、災害発生時に自力での安全確保や避難が困難であることから、施設の防災安全対策の強化に努めるよう指導する。

### 【具体的な指導内容】

- ① 災害時における計画が策定され、職員等に周知されているか。
- ② 落下物、転倒物対策は適切に実施されているか。
- ③ 定期的に防災訓練が実施されているか。
- ④ 近隣住民・施設、消防機関等との連絡協力体制は確保されているか。

## 3 感染症・食中毒等の予防対策

体力の弱い乳幼児が集団生活していることを十分認識の上、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルスやレジオネラ属菌による感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を図るよう指導する。

### 【具体的な指導内容】

- ① 利用乳幼児、職員の健康管理を徹底するなど発生防止のための措置を講じているか。
- ② 感染症等の発生又はそれが疑われる状況が生じた時は、速やかに連絡するなど発生時の連絡体制の整備及び連絡を適正に行っているか。
- ③ まん延防止のため、施設内の消毒や職員が有症者のおう吐物等を処理する際の衛生管理を徹底しているか。
- ④ 食品の保管設備・温度管理は適切か。

## 4 教育・保育サービスの質の向上

質の高い教育・保育を提供するため、提供する教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図るよう指導する。また第三者評価の受審を促し、その結果の公表に努めるよう指導する。

利用保護者等からの苦情解決については、苦情解決の仕組みに関する体制を整備し、サービスの向上に努めるよう指導する。

また、利用乳幼児に対する虐待等の人権侵害は、看過できない重大な問題であるため、常に職員の注意を喚起するよう指導する。

### 【具体的な指導内容】

- ① 児童数や子どもの発達等に応じて適切な職員配置を行い、質の高い教育・

保育を提供しているか。

- ② 提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。
- ③ 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。
- ④ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。
- ⑤ 国籍、信条等による差別の禁止、虐待防止等人権尊重のための研修等の必要な対策を講じているか。

## 5 職員の確保、定着及び資質向上のための取組

施設・事業等の安定経営、乳幼児への処遇向上のためには、職員の確保及び定着は必要不可欠である。そのためには、労働基準法等の労働関係各法の遵守は最低限不可欠な要素となるため、確認を行い指導する。また、職員の配置基準についても、児童福祉法上、認定こども園法上の配置基準に加え、公定価格の留意事項通知に基づき、必要な職員が確保されているか関係書類及び実地により確認する。

なお、これらの遵守すべき内容に改善が見られない時は、必要に応じて所轄庁への情報提供を実施する。

また、職員の資質向上対策としての計画的な研修会への参加、内部研修会の実施等について指導する。

### 【具体的な指導内容】

- ① 児童福祉法上、認定こども園法上の配置基準及び公定価格の留意事項通知における必要職員を配置しているか。
- ② 職員は必要な資格要件を具備しているか。
- ③ 労働関係書類（雇用契約書、労働者台帳、賃金台帳、出勤簿）を整備しているか。
- ④ 職員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。
- ⑤ 処遇改善等加算Ⅱに必要なキャリアアップ研修の機会を確保し、リーダー的職員の育成に努めているか。

## 6 設備運営基準の遵守

利用乳幼児の処遇の基盤である施設等の設備運営基準の遵守は重要である。施設設備の基準の確認については、図面、実地により確認し、遵守されていない施設等については改善を確認する。

さらに、内部規定等必要な書類が整備されているかを確認する。

### 【具体的な指導内容】

- ① ほふく室、保育室、屋外遊戯室等利用人数に応じた面積要件を満たしているか。
- ② 運営規程、重要事項説明書、保育の提供の記録など必要な書類を整備して

いるか。

7 施設型給付費、地域型保育給付費等の算定及び取り扱い

施設型給付費、地域型保育給付費等の算定に関し、適正な請求が行われるよう指導を行う。

【具体的な指導内容】

- ① 受給資格等の確認が支給認定証によって確認されているか。
- ② 給付費の算定に係る書類が保管され、適正に請求されているか。
- ③ 加算を請求している場合は、その裏付けとなる記録、資料が保管され適正な請求が行われているか。
- ④ 賃金改善等加算Ⅰの賃金改善要件分に係る加算率に基づき支給される処遇改善等加算の額については、確実に職員の賃金改善に充てられているか。
- ⑤ 賃金改善等加算Ⅱに基づき支給される処遇改善等加算の額については、確実に対象職員に手当として賃金改善に充てられているか。

8 利用者負担等その他の費用（以下「利用料等」という。）の受領

施設等の利用料等の受領については、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、あいまいな名目による受領が行われると、制度に関する信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう指導する。

【具体的な指導内容】

- ① 対象となる便宜またはその額は、運営規程に定められ、重要事項として見やすい場所に掲示されているか。
- ② 受領する際は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。
- ③ 受領について、用途及び額並びに理由について記載した書面にて保護者に説明を行い、同意を得ているか。
- ④ 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項又は第43条第4項に規定する利用者負担を受領の際、領収証を保護者に交付しているか。

9 令和8年度指導監査計画（実地指導実施予定数）

対象施設・事業者	令和8年度		令和7年度	
	対象数	計画数	対象数	計画数
特定教育・保育施設	33	(*)	34	(*)
保育所	24	(*)	26	(*)
認定こども園	9	(*)	8	(*)
特定地域型保育事業者	9	2	9	2
小規模保育事業	5	1	5	1
事業所内保育事業	4	1	4	1

(\*) 広域幼児育成課による施設指導監査と合わせる。